

日本医療機器学会第2種滅菌技士認定制度

(平成12年7月7日 発足)

1. 趣 旨

この制度は、医療施設に関連した滅菌供給の知識と実践に優れた技士を養成し、学会として認定することにより、人類の健康と福祉および医療の安全に貢献することを目的とします。滅菌供給業務は、病棟、外来など医療施設の臨床現場からは見えにくい場所で行われており、医療現場に供給された滅菌器材は何の心配もなく安心して患者に適用されています。このように滅菌器材が安心して使われている陰には、目立たぬ場所で常に厳しいリスク管理のもとに遂行されている中央の滅菌供給業務があるわけです。

この滅菌供給業務の中心となって日常業務を行っているのは、何ら特別な資格を持たずに、滅菌現場での永年の経験によって滅菌技術を修得した医療職員であることが殆どであります。これらの職員はこれまで、縁の下の力持ちとして資格のないままに定年退職を迎えてきました。

このような現状を鑑みて、滅菌業務現場からの強い要望もあり、このたび日本医療機器学会第2種滅菌技士認定制度を発足させることになりました。

滅菌供給業務を30年以上もの長きにわたって、学会の継続的重要研究課題として検討し続け、かつ、教育啓蒙活動の優先課題として取り上げ続けてきた日本医療機器学会が、この任に当ることは最も適切な道であると考えます。

なお、より高度な知識と技術とを有した第1種滅菌技師の認定を、次の課題として検討いたす所存であります。

滅菌技士の認定制度を導入することによって、滅菌供給業務のリスク管理が更に向上して、医療現場での患者の安全性が大きく前進することを切望致します。併せて、滅菌供給業務担当職員が、滅菌技士としての業務の重要性を再認識し、滅菌技士自身も自信を持って日常業務に当り、また、新しい知識修得のための勉強の機会が増すことを心から願う次第です。(滅菌技士認定委員会委員長 小林 寛伊)

2. 日本医療機器学会第2種滅菌技士認定制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は、医療施設に関連した滅菌供給の知識と実践に優れた技士を養成することにより、人類の健康と福祉および医療の安全に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成する為に、滅菌技士認定委員会(以下認定委員会という)、その他必要な委員会を置くことができる。

第2章 委員会

第3条 認定委員会は、第1条に掲げる目的を遂行する為に必要な事項を所掌する。

第4条 認定委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1)日本医療機器学会評議員若干名
- 2)専門委員若干名

第5条 認定委員会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

第6条 認定委員会委員長は日本医療機器学会理事会(以下理事会)の議を経て日本医療機器学会理事長(以下理事長)が任命し、委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。委員は、委員長の推薦により、理事会の議を経て理事長が任命する。

第3章 認定資格

第7条 第2種滅菌技士の認定申請ができる者は以下の条件を満たすこと。

- 1)日本医療機器学会の会員であること。
- 2)滅菌供給業務の実践に3年以上携わっていること。
- 3)日本医療機器学会が作成した“医療現場における滅菌保証のガイドライン”の内容が理解実行できること。

第4章 認定方法

第8条 第2種滅菌技士の認定を希望する者は、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1)第2種滅菌技士認定申請書
- 2)履歴書
- 3)滅菌供給業務に関する経歴および活動記録
- 4)所属施設長の推薦状
- 5)申請料(郵便または銀行の振り込み用紙のコピー)

第9条 認定委員会は、毎年1回以上の講習会を行う。

第10条 認定委員会は、毎年1回申請書類および講習会受講結果を総合的に評価して、第2種滅菌技士の認定を行う。認定料については、別に定める。

第11条 認定期間は4年とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて第2種滅菌技士を呼称することはできない。

第5章 認定資格の更新

第12条 認定委員会は、認定を受けてから4年を経過する第2種滅菌技士から申請がなされたときに、要件を満たした者については、認定更新の審査を行い、滅菌技士第2種資格を更新する。認定更新要件については、細則に定める。

第2種滅菌技士資格認定の更新を希望するものは、認定有効期間満了の日から遡って3か月前までに、以下の書類を添えて認定委員会に申請する。

- 1)第2種滅菌技士更新申請書
- 2)認定期間中の業務経歴
- 3)認定期間中に取得した所定研修単位の証明書

第6章 認定資格の喪失

第13条 第2種滅菌技士は、以下の事由により、その資格を喪失する。

- 1)正当な理由によって資格を辞退したとき
- 2)日本医療機器学会会員資格を喪失したとき
- 3)申請書類に虚偽が認められたとき
- 4)所定の期日までに認定更新の申請をおこなわなかったとき
- 5)第2種滅菌技士としてふさわしくない行為の認められたとき

第7章 本制度の運営

第14条 この規則に規定するものの他、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

第8章 規則の改廃

第15条 この規則の改廃は、認定委員会の提案により理事会の議を経て決定し、評議員会および総会に報告する。

付 則

- 1) この規則は、平成12年7月7日から施行する。
 - 2) 第1種滅菌技師の資格認定については後日改めて検討する。
-

細 則

細則 1 申請料 : 申請料は 10,000 円とする。

細則 2 認定料 : 認定料は 20,000 円とする。

細則 3 認定更新料: 認定更新料は 20,000 円とする。

細則 4 認定更新の要件

1)認定を受けてからの4年間も、引き続いて医療現場の滅菌供給業務に貢献してきたこと。

2)認定を受けてからの4年間に次の所定研修単位 30 単位を取得したこと。

a)日本医療機器学会大会参加:8単位/年

b)日本医療機器学会大会滅菌供給関連演題発表
筆頭演者:15 単位、共同演者:10 単位

c)日本医療機器学会誌滅菌供給関連論文掲載
筆頭執筆者:15 単位、共同執筆者:10 単位

d)日本医療機器学会滅菌供給関連研究会
参加:5単位、 演者:12 単位

e)関連学会・研究会滅菌供給関連演題発表
筆頭執筆者:10 単位、共同執筆者: 5 単位

f)海外滅菌供給関連学会あるいは会議(ISO含む)出席
:10 単位

g)海外滅菌供給関連学会あるいは会議演題発表
:20 単位

3)再認定講習を受講する。

4) 65 歳を超えた会員は、本要件の 1)および 3)のみを満たせば更新申請できる。